有田市地域防災計画等更新業務委託
特記仕様書

有田市 経営管理部 防災安全課

第１章　総則

第１条（適用範囲）

本特記仕様書は、有田市（以下、「発注者」という。）が実施する「有田市地域防災計画等更新業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

第２条（目的）

本業務は、和歌山県が南海トラフ巨大地震における地震・津波被害想定を令和 8 年度中に公表することを踏まえ、有田市地域防災計画をはじめとした各種計画を更新するとともに、市職員の災害対応能力の向上を図るため、市職員向けのマニュアル等を更新することを目的とする。

第３条（準拠すべき法令、基準等）

本業務は、本特記仕様書によるほか、以下の各種法令及び基準等に準拠して実施する。

（１）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
（２）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
（３）和歌山県地域防災計画（令和 7 年度修正版）
（４）有田市地域防災計画（令和 7 年度修正）
（５）有田市財務規則（昭和 55 年 3 月規則第 1 号）
（６）有田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月条例第 9 号）
（７）有田市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年 3 月規則第 8 号）
（８）その他関連法令並びに通達

第４条（疑義）

本特記仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受託者（以下、「受注者」という。）は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第５条（提出書類）

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに担当職員と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

（１）業務実施計画書
（２）業務委託着手届
（３）業務工程表
（４）その他発注者が必要と認める書類

第６条（品質管理及び情報保護対策）

受注者はデータ等の取り扱いについては、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに品質・環境の保持の観点も留意するものとする。データセキュリティ対策に精通し、業務で使用する各種資料・データに含まれる個人情報、行政機密等の取り扱いについては紛失、漏洩のないようにしなければならない。

第７条（貸与資料）

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者は必ず借用書（任意様式）を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。また、作業期間中であっても発注者から資料返却の要請があった場合は、速やかに返却を行うものとする。

第８条（プロジェクト管理）

受注者は、業務を的確に遂行するため、適切なプロジェクト管理を行うものとする。また、発注者との意思疎通を密にし、業務の進捗状況を綿密に報告するとともに、納入成果品の品質に影響する

と思われる場合や工程及び進捗に変更が生じると思われる場合は、速やかに発注者に報告し、協議を行わなければならない。

第９条（関係機関との協議）

受注者は、本業務を進める上で生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

第 10 条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第 11 条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

第 12 条（履行期間及び納入場所）

本業務の履行期間及び成果品の納入場所は、下記のとおりとする。

（１）履行期間　契約締結の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（２）納入場所　有田市役所 経営管理部 防災安全課

第２章　業務概要

第 13 条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

（１）計画準備　１式

（２）資料収集整理　１式

（３）有田市職員災害対応マニュアルの更新　１式

（４）有田市災害対策本部設置・運営マニュアルの更新　１式

（５）有田市備蓄計画の更新　１式

（６）有田市地域防災計画の更新　１式

（７）打合せ協議　４回

第３章　有田市地域防災計画等更新業務委託内容

第 14 条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

第 15 条（資料収集整理）

和歌山県の新たな被害想定等の地域防災計画の更新、有田市内の各種マニュアルの更新に必要な資料を収集、整理する。

また、各種防災計画への反映、災害対策本部における対応等の整理目的に区分したデータ整理を行う。

第 16 条（有田市職員災害対応マニュアルの更新）

前条までに整理された資料および、過去の大規模地震の課題と教訓及び訓練結果を踏まえ、過年度に作成した有田市職員災害対応マニュアルを更新する。

第 17 条（有田市災害対策本部設置・運営マニュアルの更新）

過去の大規模地震の課題と教訓及び訓練結果、有田市職員災害対応マニュアルの記載内容を踏まえ、有田市災害対策本部設置・運営マニュアルを更新する。

第 18 条（有田市備蓄計画の更新）

新たな被害想定による避難者数を踏まえ、有田市備蓄計画を更新する。

第 19 条（有田市地域防災計画の更新）

新たな被害想定及び過去の大規模地震の課題と教訓及び訓練結果を踏まえ、有田市地域防災計画を更新する。

第 20 条（報告書作成）

本業務による「（１）資料収集整理」から「（６）有田市地域防災計画の更新」までの内容について、分かりやすく報告書として取りまとめるものとする。

第 21 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間時(2 回)、成果物納入時の計 4 回を行うものとするが、発注者または受注者が必要と判断した場合は、適宜協議を行うものとする。なお、業務着手時及び成果物納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

第４章　成果品

第 22 条（成果品）

本業務で納入すべき成果品は、以下のとおりとする。なお、電子成果品の提出にあたっては、ウィルス対策を実施した上で、提出を行うものとする。

（１）業務報告書（打合せ記録簿含む、A4 版チューブファイル）　1 部

（２）製本：有田市地域防災計画

（A4 版チューブファイルに綴じる、業務報告書とは別に）　40 部

（３）電子データ（CD-R 等）　1 式

①ホームページ公開用データ（PDF 形式）

②業務報告書、打合せ記録簿

（４）その他発注者及び受注者との協議により決定したもの　1 式